

平成十八年三月

腐敗の防止に関する国際連合条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	1 条約の成立経緯	一
2	2 条約締結の意義	一
3	3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	二
二	二 条約の内容	二
1	1 目的	二
2	2 用語	二
3	3 適用範囲	三
4	4 腐敗行為の防止に関する政策及び慣行	三
5	5 腐敗行為の防止のための機関	三
6	6 公務員の行動規範	三
7	7 公的調達及び財政の管理	三
8	8 公衆への報告	三
9	9 民間部門	三
10	10 社会の参加	四
11	11 資金洗浄を防止するための措置	四
12	12 自国の公務員に係る贈収賄	四
13	13 外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈収賄	四

14	公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用	五
15	犯罪収益の洗浄	五
16	司法妨害	五
17	法人の責任	五
18	訴追、裁判及び制裁	五
19	凍結、押収及び没収	六
20	裁判権	六
21	犯罪人引渡し	六
22	法律上の相互援助	六
23	一般規定	七
24	犯罪収益の移転の防止及び探知	七
25	財産の直接的な回復のための措置	七
26	没収のための国際協力	八
27	財産の返還及び処分	八
28	訓練及び技術援助	八
29	その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）	八
30	締約国会議	八
31	条約の実施	九
32	紛争の解決	九
33	効力発生	九
三	条約の実施のための国内措置	九

(参
考)

.....

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等腐敗に関する問題は、グローバル化の一層の進展に伴い、持続的な発展や法の支配を危うくする要因として、もはや地域的な問題ではなく、すべての社会及び経済に影響を及ぼす国際的な現象となっている。また、腐敗行為とその他の形態の犯罪（組織犯罪等）との結び付きについても指摘がなされるようになり、効果的に腐敗行為を防止するためには国際協力を含め包括かつ総合的な取組が必要であるとの認識が共有されるようになった。

(2) このような状況の下、平成十二年（二千年）十一月に国際連合総会において採択された国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に、腐敗問題に対処するための簡潔な規定が盛り込まれたが、同規定の作成交渉において一層効果的に腐敗問題に対処するために、別途、包括的な国際文書の作成を検討することが提唱された。これを受けて、平成十二年（二千年）十二月、腐敗行為の防止に関する包括的な条約を起草するための政府間特別委員会が国際連合総会決議によって設立された。

(3) 政府間特別委員会は、平成十四年（二千二年）一月に審議を開始し、平成十五年（二千三年）九月に開催された第七回特別委員会において、この条約の案文についての合意が成立した。この条約は、平成十五年（二千三年）十月三十一日に国際連合総会において採択された。

(4) この条約の署名会議は、平成十五年（二千三年）十二月九日から十一日までメキシコのメリダにおいて開催され、我が国は、この条約に署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うため、公務員に係る贈収賄、公務員による財産の横領等一定の行為の犯罪化、犯罪収益の没収、財産の返還等に関する国際協力等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、腐敗行為に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国は、公務員に係る贈収賄、犯罪収益の洗浄、司法妨害等を犯罪として定め、その犯罪についての裁

判権を設定するとともに、犯罪人引渡し、犯罪収益の没収、財産の返還等において国際協力を促進する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、平成十七年（二千五年）十二月に発効しており、また、既に英国、フランス、中国を含む四十七箇国が締結している（平成十八年二月十五日現在）。この条約は、包括的かつ総合的な見地から腐敗行為の防止に取り組むものとして重要な意義を有しており、我が国がこの条約を早期に締結し、腐敗問題に効果的に対処するための国際的な取組に寄与していくことが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文七十一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

- (1) 一層効率的かつ効果的に腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置を促進し、及び強化すること。
- (2) 腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことについての国際協力及び技術援助（財産の回復についての協力及び援助を含む。）を促進し、容易にし、及び支援すること。

- (3) 誠実性を高め、説明責任を果たすことを促進し、並びに公の事務及び財産の適切な管理を促進すること。

2 用語（第二条）

- (1) 「公務員」とは、締約国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているか否か、また、序列のいかんを問わない。）、締約国の国内法において公的なものとされる任務（公的機関又は公的企業のための任務を含む。）又は役務であって、当該締約国の関連する分野の法の適用を受けるものを遂行し、又は提供するその他の者、及び締約国の国内法において公務員とされるその他の者をいう。

- (2) 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者（任命されたか選出されたかを問わない。）及び外国のために公的な任務（当該外国の公的機関又は公的企業のための任務を含む。）を遂行する者をいう。

- (3) 「公的国際機関の職員」とは、国際公務員又は公的国際機関に代わって行動することを当該公的国際機関から委任された者をいう。

3 適用範囲（第三条）

この条約は、腐敗行為の防止、捜査及び訴追並びにこの条約に従って定められる犯罪の凍結、押収、没収及び返還について適用する。

4 腐敗行為の防止に関する政策及び慣行（第五条）

締約国は、社会の参加を促進し、かつ、法の支配、公の事務及び財産の適切な管理、誠実性、透明性並びに説明責任の諸原則を反映する効果的で調整された腐敗行為の防止に関する政策を実施する。

5 腐敗行為の防止のための機関（第六条）

締約国は、第五条に定める政策を実施し、又は適当な場合には監督する等の方法により腐敗行為を防止する機関を設ける。また、締約国は、この機関に対し、その任務を効果的に遂行することができるよう必要な独立性を付与する。

6 公務員の行動規範（第八条）

締約国は、腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようにする。

7 公的調達及び財政の管理（第九条）

(1) 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、透明性、競争及び意思決定における客観的な基準に基づく適当な調達の制度であつて特に腐敗行為の防止に効果的なものを設けるため、必要な措置をとる。

(2) 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、財政の管理において透明性を高め、及び説明責任を果たすことを促進するため、適当な措置（収入及び支出に関する時宜を得た報告、会計及び監査の基準並びに関連の監督に関する制度等）をとる。

8 公衆への報告（第十条）

締約国は、腐敗行為と戦う必要性を考慮して、自国の国内法の基本原則に従い、公共行政における透明性を高めるため、自国の公共行政に関する情報を公衆が適当な場合に入手することを認めるための手続又は規則を定める等必要な措置をとる。

9 民間部門（第十二条）

(1) 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門に係る腐敗行為を防止し、並びに民間部門における会計及び監査の基準を

強化するための措置をとるものとし、適当な場合には、これらの措置に従わないことについて、効果的な、均衡のとれた、かつ、抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定めるための措置をとる。

(2) 締約国は、自国の法令に従い、この条約に従って定められる犯罪を行うことを目的とする簿外勘定の設定、架空の支出の記載、虚偽の書類の使用等を禁止するために必要な措置をとる。

(3) 締約国は、賄賂となる支出について、税の控除を認めてはならない。

10 社会の参加（第十三条）

(1) 締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の国内法の基本原則に従い、腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため適当な措置をとる。

(2) 締約国は、この条約に定める関連の腐敗行為の防止のための機関を公衆に周知させるために適当な措置をとる。

11 資金洗浄を防止するための措置（第十四条）

締約国は、資金洗浄を抑止し、及び探知するため、金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。

12 自国の公務員に係る贈収賄（第十五条）

締約国は、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(1) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

(2) 公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

13 外国公務員及び公的国際機関の職員に係る贈収賄（第十六条）

締約国は、国際商取引に関連して商取引上の利益又はその他の不当な利益を取得し、又は維持するために、外国公務員又は公的国際機関の職員に対し、当該外国公務員又は公的国際機関の職員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し

出、又は供与することを故意に行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

14 公務員による財産の横領、不正使用その他目的外使用（第十七条）

締約国は、公務員が故意に、自己又は他の者若しくは団体の利益のために、その地位に基づき当該公務員に委託された財産、公的若しくは私的な資金又は証券その他の価値を有する物につき、横領、不正使用その他目的外使用を行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

15 犯罪収益の洗浄（第二十三条）

(1) 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、故意に行われる次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(イ) 犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿すること等の目的で、当該財産を転換し、又は移転すること及び当該財産の真の性質、所在等を隠匿し、又は偽装すること。

(ロ) 犯罪収益である財産を取得し、所持し、又は使用すること。

(ハ) この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助すること等。

(2) 締約国は、少なくとも、この条約に従って定められる犯罪を包括的に前提犯罪に含める。

16 司法妨害（第二十五条）

締約国は、この条約に従って定められる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせること等のために暴行を加え、又は不当な利益を約束する行為、裁判官又は法執行の職員によるこの条約に従って定められる犯罪に関する公務の遂行を妨害するために暴行を加える行為等を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

17 法人の責任（第二十六条）

締約国は、自国の法的原則に従い、この条約に従って定められる犯罪への参加について法人の責任を確立するため、必要な措置をとる。

18 訴追、裁判及び制裁（第三十条）

締約国は、この条約に従って定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

19 凍結、押収及び没収（第三十一条）

締約国は、この条約に従って定められる犯罪により生じた犯罪収益及びこの条約に従って定められる犯罪において、用い、又は用いることを予定していた財産等の没収を可能とするため、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で必要な措置をとる。

20 裁判権（第四十二条）

(1) 締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合においてこの条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(2) 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、容疑者が自国の国民であることのみを理由として当該容疑者の引渡しを行わない場合においてこの条約に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

21 犯罪人引渡し（第四十四条）

(1) この条の規定は、この条約に従って定められる犯罪であつて、犯罪人引渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国の領域内に所在するものについて適用する。ただし、当該請求に係る犯罪が、当該請求を行った締約国及び当該請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができる犯罪であることを条件とする。

(2) この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。

(3) 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において、当該請求を行った締約国の請求があるときは、その引渡しを求められている自国の領域内に所在する者の抑留等を行うことができる。

(4) 締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき容疑者が自国の国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、犯罪人引渡しの請求を行った締約国からの要請により、不当に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。

22 法律上の相互援助（第四十六条）

(1) 締約国は、この条約の対象となる犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

(2) 法律上の相互援助は、供述の取得、裁判上の文書の送達の実施、第五章の規定に基づく犯罪収益の特定及び同章の規定に基づく財産の回復等のために要請することができる。

(3) 一の締約国の領域内において拘禁され、又は刑に服している者については、当該者が確認、証言その他援助であつてこの条約の対象となる犯罪に関する捜査等のための証拠の収集に係るものの提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、当該者が事情を知らされた上で任意に同意を与え、かつ、双方の締約国の権限のある当局が合意するときは、当該者を移送することができる。

(4) 一の締約国の司法当局が他の締約国の領域内に所在する個人を証人又は専門家として尋問する必要がある場合において、当該個人が当該一の締約国の領域に直接出頭することが不可能であるか又は望ましくないときは、ビデオ会議によつて尋問を行うことを認めることができる。

23 一般規定（第五十一条）

この章の規定に基づく財産の返還は、この条約の基本原則を成すものであり、締約国は、これについて最大限の協力及び援助を相互に行う。

24 犯罪収益の移転の防止及び探知（第五十二条）

第十四条の規定の適用を妨げることなく、締約国は、自国の管轄内にある金融機関に対し、顧客の身元を確認すること、高額の預金を有する口座にある資金の受益者の身元を確定するための妥当な措置をとること並びに重要な公的任務を与えられている若しくは与えられていた者等によつて開設される又は維持されている口座について厳格な審査を行うことを求めるため、自国の国内法に従つて必要な措置をとる。この厳格な審査は、権限のある当局への報告のため、疑わしい取引を探知することを目的として妥当に行われるものとする。

25 財産の直接的な回復のための措置（第五十三条）

締約国は、自国の国内法に従い、自国の裁判所において、他の締約国がこの条約に従つて定められる犯罪の實行によつて取得された財産に関する権原又は所有権を確定するために民事訴訟を提起すること等を認めるため、必要な措置をとる。

26 没収のための国際協力（第五十五条）

締約国は、第三十一条に規定する犯罪収益等が自国の領域内にある場合において、この条約に従って定められる犯罪について裁判権を有する他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で協力する。

27 財産の返還及び処分（第五十七条）

要請を受けた締約国は、第四十六条、第五十五条等の規定に従って、次のことを行う。

(1) 公務員による公的資金の横領又は公務員により横領された公的資金の洗浄の場合については、没収が第五十五条の規定に従って、かつ、当該要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われたときは、当該要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還すること。

(2) この条約の対象となる他の犯罪の収益については、没収が第五十五条の規定に従って、かつ、要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われた場合において、当該要請を行った締約国が没収された財産の従前の所有権を合理的な程度に立証するとき、又は当該要請を受けた締約国が没収された財産の返還の根拠として当該要請を行った締約国に損害が生じていることを認めるときは、当該要請を行った締約国に対し、没収された財産を返還すること。

28 訓練及び技術援助（第六十条）

(1) 締約国は、必要な範囲内で、腐敗行為を防止し、及びこれと戦うことについて責任を有する自国の職員のための特別な訓練計画を開始し、発展させ、又は改善する。

(2) 締約国は、自国の能力に応じ、特に開発途上国の利益のため、腐敗行為と戦うための自国の計画において最大限の技術援助を相互に与えることを考慮する。

29 その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）（第六十二条）

締約国は、腐敗が社会一般、特に持続的な発展に及ぼす悪影響を考慮して、国際協力を通じ、可能な範囲内で、この条約の最も適当な実施に貢献する措置をとる。

30 締約国会議（第六十三条）

- (1) この条約の目的を達成するために締約国の能力を向上させ、及び締約国間の協力を促進するため、並びにこの条約の実施を促進し、及び検討するため、この条約により締約国会議を設置する。
- (2) 国際連合事務総長は、この条約の効力発生の後一年以内に締約国会議を招集する。
- (3) 締約国は、締約国会議から要請があつたときは、この条約を実施するための計画及び実行並びに立法上及び行政上の措置に関する情報を締約国会議に提供する。

31 条約の実施（第六十五条）

締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従つて、必要な措置をとる。

32 紛争の解決（第六十六条）

締約国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争を交渉によつて解決するよう努める。交渉によつて合理的な期間内に解決することができないものは、仲裁に付される。一定の場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

33 効力発生（第六十八条）

この条約は、三十番目の批准書等が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

三 条約の実施のための国内措置

- 1 この条約の実施のため、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案、所得税法等の一部を改正する等の法律案及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

- 2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成十五年十月三十一日 ニューヨークにおいて採択

2 効力発生 平成十七年十二月十四日

3 署名国 百四十箇国

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バルバトス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、東ティモール、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州共同体

4 締約国 平成十八年二月十五日現在 四十七箇国

アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ボリビア、ブラジル、カメルーン、中華

人民共和国、クロアチア、ジブチ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フランス、ホンジュラス、ハンガリー、ヨルダン、ケニア、キルギス、ラトビア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、モリシヤス、メキシコ、モンゴル、ナミビア、ニカラグア、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ルーマニア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スリランカ、タンザニア、トーゴ、トルクメニスタン、ウガンダ、英国、イエメン